

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

2024 年 6 月 3 日

株式会社アルファパーチェス
AP リノベーションズ株式会社

2024年6月3日

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル
株式会社アルファパーチェス
代表取締役 社長 兼 CEO 多田 雅之

東京都千代田区神田須田町二丁目19番30号 ライダーズビル
APリノベーションズ株式会社
代表取締役 社長 佐藤 徳久

株式会社アルファパーチェス（以下「当社」といいます。）は、2024年2月21日付新設分割計画書に基づき、2024年6月3日を効力発生日として、当社の建設事業に関する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を、新たに設立するAPリノベーションズ株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2024年6月3日

2. 当社における法定手続の経過

(1) 新設分割をやめることの請求手続（会社法施行規則第209条第2号）

会社法第805条の2の規定に従い、当社に対して本件分割をやめることの請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法施行規則第209条第3号）

本件分割に際して、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2024 年 3 月 27 日から定款の定めに従い電子公告を行いましたが、所定の期間内に会社法第 806 条第 1 項の規定に従い株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本件分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(4) 債権者保護手続（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

当社は、新設会社への債務の承継に関し、重疊的に債務を負担する方法をとったため、会社法第 810 条の規定による手続は実施していません。

3. 新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、2024 年 6 月 3 日をもって、当社より、新設分割計画に記載された事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

注)「重疊的に債務を負担」は、平成 13 年の法務省通達で、会社分割において債権者に対する公告及び催告を省略することができる場合として記載されている「重疊的債務引受」に該当します。

以上